

平成24年 No.39

東京学芸大学体育施設運営委員会規程の一部を改正する規程

制定理由

役職指定の委員の代理出席を認めるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成24年11月28日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学体育施設運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成24年11月29日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規程第26号

東京学芸大学体育施設運営委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学体育施設運営委員会規程(昭和41年7月6日規程第15号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学体育施設運営委員会規程の一部改正について

改正理由： 役職指定の委員の代理出席を認めるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 健康・スポーツ科学講座主任 (2) 健康・スポーツ科学講座所属教員 3名 (3) 人事課長 (4) 学生課長 (5) 財務課長 (6) 教育研究支援課長 〔省略〕 (議事) 第4条 委員会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。<u>ただし、第2条第1項第3号から第6号までの委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成 年 月 日から施行する。</u>	〔省略〕 (組織) 第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 健康・スポーツ科学講座主任 (2) 健康・スポーツ科学講座所属教員 3名 (3) 人事課長 (4) 学生課長 (5) 財務課長 (6) 教育研究支援課長 〔省略〕 (議事) 第4条 委員会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。 〔省略〕